

令和5年度 割賦販売法・自主ルール研修  
「コンプライアンス研修」

会長挨拶

一般社団法人日本クレジット協会  
会長 山本 豊



一般社団法人  
日本クレジット協会  
認定割賦販売協会 認定個人情報保護団体

# クレジット業界の動向等

## 1. 昨今の日本を取り巻く状況

### ○コロナ禍明けと社会経済活動の活性化

感染法上の5類への変更による、行動制限の撤廃、訪日外国人旅行客の解禁等による国内消費の改善による社会経済活動の活発化。

## 2. クレジット産業の現状

### ○行動制限解除により、コロナ前の消費生活へ回帰

- ・カードショッピング 昨年15.8%増、過去10年で最も高い伸び率。
- ・ショッピングクレジット 昨年0.5%減だが、動態調査では回復基調。



# クレジット業界を取り巻く状況と当協会の取り組み

## 1. 安心・安全なカード利用環境の整備

### ① 過去最高額の不正利用被害額

当協会が実施している「クレジットカード不正利用被害実態調査」において、不正利用被害額は、2022年は436.7億円となり、過去最高額となった。内訳として、「番号盗用被害額」が94.3%、「偽造カード被害額」が0.4%、「その他不正利用被害額」が5.3%であり、「番号盗用被害額」の増加が著しい。

### ② 経済産業省割賦販売小委員会「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会」における検討

経済産業省の割賦販売小委員会が2022年6月より再開され、クレジットカード決済のセキュリティ対策の技術的な議論を具体的に進めるため、同小委員会の傘下に有識者から成る「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会」を設け、検討が行われた。2023年1月に報告書を公表した。



# クレジット業界を取り巻く状況と当協会の取り組み

## ③業界あがてのセキュリティ対策業省割賦販売小委員会「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会」における検討

2023年3月にクレジットカード・セキュリティガイドライン【4.0版】を策定。非対面取引におけるクレジットカードの不正利用対策として、「不正利用被害拡大防止に向けたEMV 3-Dセキュア導入」、「3-Dセキュア1.0終了に伴う記載の変更」、「不正利用被害拡大防止に向けた今後の取組みについて記載」、また、消費者及び事業者等への周知・啓発として、「（消費者の周知啓発）EMV 3-Dセキュアの登録および静的（固定）パスワード以外の認証方法への登録・移行」、「（事業者の周知啓発）対加盟店に2025年3月末までに原則全てのEC加盟店にEMV 3-Dセキュアの導入」を求めている。

## 2. 法改正

### ①改正消費者契約法の施行（令和5年6月1日施行）

改正消費者契約法が、本年6月1日から施行。この改正では、不当勧誘や不当条項の規制強化及び事業者の努力義務が拡充されました。具体的には、「契約の取消権の追加」、「解約料の説明の努力義務」「免責の範囲が不明確な条項の無効」「事業者の努力義務の拡充」が行われた。

# 近年の割賦販売法に基づく行政処分状況

## 1. 割賦販売法・自主ルール研修に行政処分の状況

令和3年度	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	登録の取消し
	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者※	業務改善命令
令和4年度	個別信用購入あっせん業者	業務改善命令
	クレジットカード番号等取扱業者	業務改善命令
令和5年度	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者 上記※と同一社	登録の取消し
	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者	業務改善命令

## 2. 主な指摘事項

### ① 法令が求める苦情処理業務への理解不足

- 以下について、的確に実施されていないことにより消費者トラブルが発生
- ・クレジット取引に係る加盟店調査（クレジットカード加盟店の不適正な勧誘等）
  - ・当該加盟店に対する指導・契約解除 など

### ② 信用情報の安全管理や与信審査について、基本的な体制整備、コンプライアンスの体制整備に対する認識不足と実効性の課題

- ・法令等遵守を監督する部署及び責任者の未設置
- ・定期的なモニタリングの未実施
- ・改善策の策定等の体制の未整備及び実効性の確保不足
- ・経営陣主導による法令遵守体制及び適正な業務運営体制の未整備



# 令和5年度 コンプライアンス研修について

## 1. 目的（割賦販売法・自主ルール研修に関する細則4条）

- コンプライアンス研修は、次条に定める対象者※が割賦販売法及び同法に係る自主規制規則等（「割賦販売法及び自主ルール」という。）の遵守に必要な社内体制の整備等を行うために必要な知識等を習得することを目的とする。

※ 対象者（割賦販売法・自主ルール研修に関する細則第5条第1項〈但し書き除く〉）

協会の会員のうち研修対象会員（包括・個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者）であって、以下に該当する者

- ① 協会に届出をしている会員代表者
- ② 包括信用購入あっせん業務又は個別信用購入あっせん業務を担当する役員
- ③ クレジットカード番号等取扱契約の締結に係る業務を担当する役員

## 2. 研修内容

### （1）講演①

テーマ：「割賦販売法と令和4年度立入検査実績・主な指摘事項等について」

講師：経済産業省 商務・サービスグループ

商取引監督課長 豊田原氏

### （2）講演②

テーマ：「法令違反を起こさないための社内体制の整備と実効性の確保について」

・第1部：コンプライアンスの考え方の進展と背景

・第2部：実務事例を踏まえた体制整備の見直しポイント

講師：片岡総合法律事務所

所長弁護士 片岡 義広氏（第1部）

弁護士 前田 竣氏（第2部）



一般社団法人

日本クレジット協会

認定割賦販売協会 認定個人情報保護団体

# 最後に

---

**本研修をクレジット事業の適正な運営や組織体制の整備の一助としていただくとともに、当協会の活動に対して更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。**